

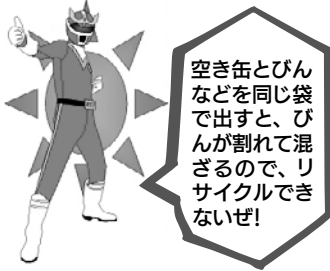
アイコンの見方

📄 申し込み 📖 詳細 ☎ 電話番号

ごみの出し方に注意しましょう

📖 ゼロごみ推進課 ☎ (55)4266

「缶」「びん」「ペットボトル」はそれぞれの品目ごとに分けることとなっています。正しく分けられていない袋は回収できませんので、別々の袋でごみを出してください



053レッド



重要!

- ① 軽くすずいで出す
- ② 異物は入れない
- ③ キャップとラベルはプラスチック
- ④ 金属性のキャップは「燃やせないごみ」

後期高齢者医療制度のお知らせ

📖 ①北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011(290)5601 ①②③市高齢者医療課 ☎ (32)6414

①後期高齢者医療保険料について

●国の制度変更に伴い、保険料の軽減が変わります

(1)均等割の軽減割合

平成30年度（2018年度）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割軽減

平成31年度（2019年度）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減

(2)均等割の軽減範囲

平成30年度（2018年度）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

平成31年度（2019年度）から

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

軽減範囲が拡大します

(3)被扶養者（※1）の軽減期間

平成30年度（2018年度）

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

平成31年度（2019年度）から

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ 5割軽減

※1 後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険（国民健康保険は除く）の被扶養者だった方

②後期高齢者医療保険料の納入通知書を郵送します

平成31年度分の納入通知書を、6月中旬に被保険者へ郵送しますので、納入期限までに納めてください

③「被保険者証と減額認定証・限度額認定証」の簡易書留での送付を希望する方へ

8月1日から使用する被保険者証と減額認定証・限度額認定証（該当者のみ）を、7月下旬までに被保険者へ送付します。簡易書留での送付を希望する方は申し込んでください

📄 7月1日(月)までに直接またははがき、封書（必着）で「簡易書留希望」と明記し、住所、被保険者氏名（世帯に被保険者が複数いる場合は全員）、電話番号を記入し高齢者医療課へ

※簡易書留郵便は受け取りの際に受領印が必要です。電話での申し込みはできません

6月から「苫小牧市医療・介護連携手帳」の配布を一部の対象者に対してモデル実施します

📖 市介護福祉課 ☎ (32)6347

とまこまい医療介護連携センター(医師会館3階) ☎ (37)0177

連携手帳とは 在宅で医療と介護を受けながら生活している高齢者などを、医療者と介護者の間で情報共有しながら支援するため、ご本人の医療と介護などに関する情報を記入する手帳です

配布方法 一部の病院やケアマネジャーなどから、連携手帳が必要な在宅療養者などを対象に配布されます。ご本人からの申し込みは不要です

配布された方へお願い 連携手帳を配布された方は、ご本人の在宅療養を支える医療者と介護者に対して連携手帳を見せることにご協力ください

